

船舶事故等調査報告書

平成27年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014函第62号
事故等種類	衝突（定置網）
発生日時	平成26年6月5日 20時00分ごろ
発生場所	北海道浦河町浦河港西方沖 浦河港南防波堤灯台から真方位265° 0.94海里（M）付近 （概位 北緯42° 09.81′ 東経142° 44.20′）
事故等調査の経過	平成26年11月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第八東和丸、282トン 136810、株式会社アジック及び朝日丸建設株式会社 B パージ 第八東和、3,346トン なし、株式会社アジック及び朝日丸建設株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A なし B バルバスバウに擦過傷 定置網 掛網に切損等
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、スラグ約5,300tを積載した無人のB船の船尾凹部に船首を嵌合して長さ約99mの押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、船長AがA船の船橋で遠隔操作により操船し、約5ノットの速力で浦河港に向けて東進した。 A船押船列は、船長AがGPSプロッターに入力されていた針路線を参考にして航行し、平成26年6月5日20時00分ごろ浦河港西方沖を通過して浦河港に入港した。 船長Aは、22時00分ごろ浦河港西方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の所有者の指摘によって、本件定置網に衝突したことを知った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 4、視程 約1M 海象：潮汐 上げ潮の末期 浦河町には、6月3日03時38分濃霧注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
その他の事項	船長Aは、浦河港への出入港経験が約3～4回あり、浦河港西方沖に定置網が設置されていることを知っていた。 船長Aは、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたが、それらの画面をよく確認していなかった。

	<p>船長Aは、本件定置網の南側の両端に設置されていた標識灯に気付かなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし 不明</p> <p>A船押船列は、浦河港西方沖を東進中、船長Aが見張りを適切に行っていなかったことから、本件定置網の至近を航行して本件定置網に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船押船列が、浦河港西方沖を東進中、船長Aが見張りを適切に行っていなかったため、本件定置網の至近を航行して本件定置網に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定置網設置区域を確認し、同区域に接近しないよう、船位を確認して航行すること。